

令和4年5月17日

鶴岡市議会議員

五十嵐 一 彦 様

鶴岡市議会議長 菅 原 一 浩

鶴岡市議会議員政治倫理審査会審査結果に係る措置について

令和4年3月8日付けで審査の請求があった件について、鶴岡市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、下記の措置を講ずる。

記

- 1 措置の内容 公開の議場における陳謝を勧告する。

令和4年5月17日

鶴岡市議会議員

石塚 慶 様

鶴岡市議会議長 菅 原 一 浩

鶴岡市議会議員政治倫理審査会審査結果に係る措置について

令和4年3月8日付けで審査の請求があった件について、鶴岡市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、下記の措置を講ずる。

記

- 1 措置の内容 公開の議場における陳謝を勧告する。

令和4年5月17日

鶴岡市議会議員

渋谷 耕一様

鶴岡市議会議長 菅原 一浩

鶴岡市議会議員政治倫理審査会審査結果に係る措置について

令和4年3月8日付けで審査の請求があった件について、鶴岡市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、下記の措置を講ずる。

記

- 1 措置の内容 公開の議場における陳謝を勧告する。

令和4年5月17日

鶴岡市議会議員

本間 信一 様

鶴岡市議会議長 菅原 一 浩

鶴岡市議会議員政治倫理審査会審査結果に係る措置について

令和4年3月8日付けで審査の請求があった件について、鶴岡市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、下記の措置を講ずる。

記

- 1 措置の内容 公開の議場における陳謝を勧告する。

令和4年5月17日

鶴岡市議会議員

本間 新兵衛 様

鶴岡市議会議長 菅 原 一 浩

鶴岡市議会議員政治倫理審査会審査結果に係る措置について

令和4年3月8日付けで審査の請求があった件について、鶴岡市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、下記の措置を講ずる。

記

- 1 措置の内容 公開の議場における陳謝を勧告する。